

令和元年第4回定例会(令和元年12月20日)

観光建設水道委員会委員長 (市原 隆生 委員長)

去る12月10日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました『議第113号 令和元年度 別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分、ほか5件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第113号 令和元年度 別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分についてであります。

ラグビーワールドカップ2019推進室関係では、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、本市における心のバリアフリーの推進を目的として、ラオスのパラリンピアンとの交流を行うための「共生社会ホストタウン」への登録、また、パラアスリートによる講演会の開催及び動画制作を行うための経費を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、動画の制作及び公開の方法について質疑がなされ、当局から、動画制作は、プロポーザル方式により公募を行い、年度内に動画サイトYouTube等で公開を予定しているとの説明がなされました。

さらに別の委員からは、市内において、バリアフリー化が未だに進んでいない部分が多々見受けられるとの意見がなされ、当局から、本事業をきっかけに、バリアフリー化やパラスポーツ等を市民に意識していただけるよう努めたいとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、農林水産課関係では、令和元年8月に発生した台風8号及び10号により被災した農地及び農業用施設を復旧するための経費を補正計上している旨の説明に対し、委員から、毎年、復旧工事が翌年度まで繰り越して行われている。復旧箇所の立地条件の悪さ、国の災害認定や補助事業の事務手続も関係しているものと認識しているが、契約担当課と協議のうえ、年度内に工事が完了するよう努めてほしいとの意見がなされました。

これに対し、当局から、生産者の営農に支障をきたさないよう、関係課と協議のうえ、年度内の完了に向けた復旧工事に取り組んでいきたいとの答弁がなされた次第であります。

採決の結果、当局の説明を適切・妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、『議第125号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』の関係部分では、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、当該地方公務員法の一部が改正され、特別職の任

用の厳格化がされたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、『議第133号 別府市環境保全条例の一部改正について』の関係部分であります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、当該地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、非常勤の特別職である「みどり監視員」の職を廃止する条例改正を行い、今後は、この職を「有償ボランティア」として選任するとの説明がなされました。

委員から、市内には保護樹が多くあることから、「みどり監視員」については、知識と活力のある若年層を選任してはどうかとの意見がなされ、当局から、今後は、保護樹に識見のある若年者を選任するよう努めたいとの答弁がなされた次第であります。

採決の結果、当局の説明を適切・妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、『議第134号 別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について』では、竹細工の伝統継承の拠点施設として、現状の機能を維持しつつ、民間事業者のアイデアにより収益力を向上させ、新たな賑わいを創出するため、竹細工伝統産業会館の管理を指定管理者に行わせることができるようにするための条例改正であるとの説明がなされました。

委員から、指定管理候補者選定までのスケジュール、指定管理後の利用料金及び現在の維持管理費について質疑がなされ、これに対し、当局から、選定までのスケジュールについては、来年1月に募集要項をホームページ等に掲載し、2月から3月にかけて募集を行った後、4月に候補者を決定したうえで、同年10月から指定管理を開始する予定としていること、利用料金については、現在の料金を上限として、改定を行いたいとの説明がなされました。

また、維持管理費については、平成30年度決算額で、約3,492万円であるとの説明がなされた次第であります。

さらに、同委員から、利用料金は指定管理者の収入になるのかとの質疑に対し、当局から、利用料金制となるため、指定管理者の収入になるとの答弁がなされました。

また、別の委員からは、より良い竹細工の製作のためにも、竹林の整備についても努めてほしいとの意見もなされた次第であります。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、『議第135号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について』であります。

亀川地区市営住宅集約建替事業による市営住宅の解体に伴い、条例を改正するものである旨の説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を適切・妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、『議第136号 別府市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について』では、令和2年度から下水道事業に地方公営企業法を全部適用すること、また、より効率的な事業運営の推進及び公共の福祉の増進を図るため、公営企業による一元運営を行うことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。